

入札説明書

令和2年札幌市告示第996号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和3年2月22日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課推進係

(電話 011-211-2376 担当：三浦)

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

カラーデジタル複合機保守業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和3年10月31日まで

(4) 履行場所

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 令和2年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されているものであること。

(3) 会社更生法による更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 札幌市内に本店または支店等の所在地を有すること。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札方法

月額で行う。入札金額は、仕様書に示した1月あたりの予定数量に、区分ごとの1枚(1カウント)あたりの単価(以下、「単価」という。)を乗じて得た金額から、不良不出分の控除額を減じて得た額の合計金額(月額)を記載することとする。

入札書の提出の際には、別紙「単価内訳書」を入札者の印で割印のうえ添付し、単価については、銭の単位(1円未満2桁)まで記載してよいこととする。不良不出の控除分の算出額は、1銭未満の端数を切り捨てるものとする。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定は入札書に記載された月額総価の比較により行い、契約は単価内訳書に記載された単価で行う。

(2) 開札の日時及び場所

令和3年3月3日(水)10時00分

札幌市経済観光局会議室(札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所15階北東)

(3) 入札書の提出方法等

ア 入札書は別紙「入札書」にて作成し、令和3年3月3日(水)9時30分までに全員送付にて提出すること。

イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

ウ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 入札の無効

本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、一般競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、一般競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時に委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 仕様等に対する質問及び回答

ア 提出期限

令和3年2月25日(木)

※ 8時45分から17時15分までの間に提出すること。

イ 提出先

上記2の契約担当部局

ウ 提出方法

送付又はメール(kanko@city.sapporo.jp)により提出すること。

エ 注意事項

メールにより質問を行う場合は、件名を「(質問) カラーデジタル複合機保守業務_会社名」とすること。

オ 回答書の閲覧

令和3年2月25日(木)以降、上記2にて閲覧に供するとともに、ホームページ(札幌市「札幌の観光行政」)に掲載する。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要綱の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、一般競争入札参加資格確認申請書に上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を添付の上、令和3年2月25日(木)17時15分までに提出しなければならない(送付の場合は、必着のこと)。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金の納付を行わなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は原則送付によることとするが、持参することも可とする。